

屋根から落ちる雪や氷による 危険防止などのお願い



毎年、冬になりますと、屋根に積もった雪や氷（つらら）が落ちて歩行者がケガをしたり死亡したりする事故がたびたび起こっています。

皆さんも、冬期間の生活にはご苦労されていると思いますが、冬期間の通行を円滑にし、事故を無くすため、とくに次のことに注意するようにお願いします。

◆屋根の雪、氷（つらら）が道路に落ちる建物には、これを伴う事故を避けるため雪止めを設置するようにしてください。

◆雪止めが設置されている場合であっても、強度が足りなかったり、針金などの老朽化により破損したりすることもあるので、必ず点検し破損などを発見したときは早めに修繕するようにしてください。

◆屋根の雪、氷（つらら）は、気温が上昇したとき、とくに-3℃から+3℃程度の時に落ちやすい状態となるため、早めに落とすようにし、落とすときは歩行者や遊んでいる子どもなどに十分注意するようにしてください。

◆屋根から大量の雪が落ちたときは、直ちに事故がないか確認するとともに、歩行者の通行への影響を避けるため、速やかに処理してください。

◆交通事故・交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないようにしてください。

◆軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分注意するようしてください。



◆軒下では、子どもを絶対に遊ばせないようにしてください。

◆ビルの壁、窓枠、突出看板などからの落氷雪は少量でも危険であるため、付着した雪や氷（つらら）の除去を行うようにしてください。

